

議案第13号

甲賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和5年2月16日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

甲賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年甲賀市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

7 教育委員会	小学校就学前子どものための教育・保育に関する利用者負担額の免除に関する事務であって規則で定めるもの
---------	---

」を

「

7 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	小学校就学前子どものための教育・保育に関する利用者負担額の免除に関する事務であって規則で定めるもの

」に

改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	甲賀市福祉医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による

	<p>知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報</p>

		(以下「児童手当関係情報」という。) であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給に関する情報(以下「後期高齢者医療関係情報」という。) であって規則で定めるもの
		生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。) であって規則で定めるもの
2	市長	甲賀市老人福祉医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3	市長	精神障害者に対する精神科通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

4 市長	重度心身障害老人等 に対する医療費の助 成に関する事務であ って規則で定めるも の	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	障害者等に対する日 常生活用具の給付に 関する事務であって 規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	特定不妊治療に要す る費用の助成に関す る事務であって規則 で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	生活保護法に準じて 行う生活に困窮する 外国人に対する生活 保護の実施に関する 事務であって規則で 定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの

	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	住民票関係情報であって規則で定めるもの
	児童手当関係情報であって規則で定めるもの
	後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	小学校就学前子どもための教育・保育に関する利用者負担額の免除に関	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定め

	する事務であって規則で定めるもの	るもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第13号参考資料

甲賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び市長又は甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、こ</p>	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び市長又は甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、こ</p>



の限りでない。

4 (略)

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 (略)

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
(略)	
6 市長	特定不妊治療に要する費用の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
7 市長	<u>生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務であつて規則で定めるもの</u>
8 教育委員会	小学校就学前子どものための教育・保育に関する利用者負担額の免除に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

の限りでない。

4 (略)

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 (略)

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
(略)	
6 市長	特定不妊治療に要する費用の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
7 教育委員会	小学校就学前子どものための教育・保育に関する利用者負担額の免除に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	甲賀市福祉医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		生活保護法_____による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		(略)
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		(略)
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報（以

機関	事務	特定個人情報
1 市長	甲賀市福祉医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		(略)
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報
		_____であって規則で定めるもの
		(略)
児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報		

		<p>下「児童手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給に関する情報（以下「後期高齢者医療関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>			<p>_____であって規則で定めるもの</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給に関する情報（以下「後期高齢者医療関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
2 市長	甲賀市老人福祉医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(略)</p> <p>後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>	2 市長	甲賀市老人福祉医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(略)</p> <p>後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの</p>
3 市長	精神障害者に対する精神科通	(略)	3 市長	精神障害者に対する精神科通	(略)

	院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	重度心身障害老人等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	障害者等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	特定不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務で	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生

	院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	重度心身障害老人等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	障害者等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	特定不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		住民票関係情報であって規則で定めるもの

	<p>あつて規則で定めるもの</p>	<p>活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する</p>	
--	--------------------	--	--

情報であって規則で定めるもの

住民票関係情報であって規則で定めるもの

児童手当関係情報であって規則で定めるもの

後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの

介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	小学校就学前子どものための教育・保育に関する利用者負担額の免除に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

付 則  
この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	小学校就学前子どものための教育・保育に関する利用者負担額の免除に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの